

社会福祉法人和気町社会福祉協議会

役員・評議員・委員費用弁償規程

第1条 社会福祉法人和気町社会福祉協議会の用務をもって会長の命令によって出席する者の費用は、この規程によりこれを支給する。

第2条 理事会、評議員会、各種委員会等に出席した者に対する費用弁償は下表1によるものとする。また、理事・監事・評議員・各種委員が会務のため旅行したときは、職員旅費規程により費用を弁償する。ただし、行政、教育等の地方公務員については、費用弁償は支払いしないものとする。

第3条 この規程によりがたいときは、会長が別に定めるところによる。

表1

区 分	費用弁償の額
会 長	日額 3,000円
副会長	日額 3,000円
評議員	日額 3,000円
理 事	日額 3,000円
監 事	日額 3,000円
評議員選任・解任委員	日額 3,000円
第三者委員	日額 3,000円
広報編集委員	日額 3,000円

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月17日から施行する。